

令和4年11月10日
障 害 福 祉 部
障 害 者 地 域 生 活 課

東京リハビリテーションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘の
施設入所支援（生活介護）における取り組み状況について

1 主旨

東京リハビリテーションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘は、世田谷区との協定に基づき地域生活支援型の入所施設として、平成31年4月に開設した。生活介護入所者には3年を目途に地域移行を行うことを目標に支援をすることとしており、開設当初は不慣れな面もあったものの、支援員の支援力の向上、保護者やケースワーカーなどの関係機関との関係を築き適切に支援をしているところである。今般、開設から3年が経過したことから、この間の状況と今後の取り組み等について報告する。

【東京リハビリテーションセンター世田谷 障害者支援施設梅ヶ丘の事業】

施設入所支援	定員60人	利用期間
	内訳 同施設内に入所し生活介護を利用する方 50人 ユニット（自閉、知的、重複、自立体験） 同施設内に入所し自立訓練を利用する方 10人	3年（上限2年まで更新可） 区との協定による 機能訓練 1年6か月 生活訓練 2年 （最大1年更新可） 障害者総合支援法による
生活介護	定員60人 内訳 同施設内に入所し生活介護を利用する方 50人 同施設外から通所し生活介護を利用する方 10人	
自立訓練	定員30人 内訳 同施設内に入所し自立訓練を利用する方 10人 同施設外から通所し自立訓練を利用する方 20人	
短期入所	定員28人（緊急受入含む）内訳 障害者短期入所 20人 障害児短期入所 8人	
その他	児童発達支援 70人 放課後等デイサービス 30人 保育所等訪問支援 技術支援 基幹相談支援センター 指定一般相談支援 指定特定相談支援 指定障害児相談支援 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護など）	

2 生活介護入所者の状況、実績について

（単位：人）

	H31 (R元)	R2	R3	R4
入所者（各年4/1）／定員	50／50	50／50	48／50	34／50
退所者（年間）	2	3	17	4*2
地域移行者数*1	2	2	10	1*2

（参考）自立訓練入所者の地域移行者数

地域移行者数*1（定員）	2（10）	3（10）	3（10）	0（10）*2
--------------	-------	-------	-------	---------

*1 地域移行：グループホームへの移行や自宅復帰の人数

*2 R4.7末時点

生活介護入所者の地域移行の取り組みは、3年を目途に重度障害者の地域移行を行うという全国的にも珍しい取り組みのため、相談支援事業所やケースワーカーなどの関係機関に協力を仰ぎながら、円滑な地域移行を目指して検討を重ねながら行ってきた。その結果を個々の支援計画に盛り込み、支援内容を本人や保護者に面談で伝えながら共有化して、本人の障害特性に応じた移行を実現している。

3 施設入所支援（生活介護）の利用状況

現在、地域移行を含む退所者に伴う利用者調整において、入所を希望する方の意向や障害特性等が現状の施設の仕組みとうまくマッチングせず、利用減少が続いている。そのため、現状の施設利用ニーズの把握を含め、施設側と検討部会を設けて解決の方策について検討を行っている。

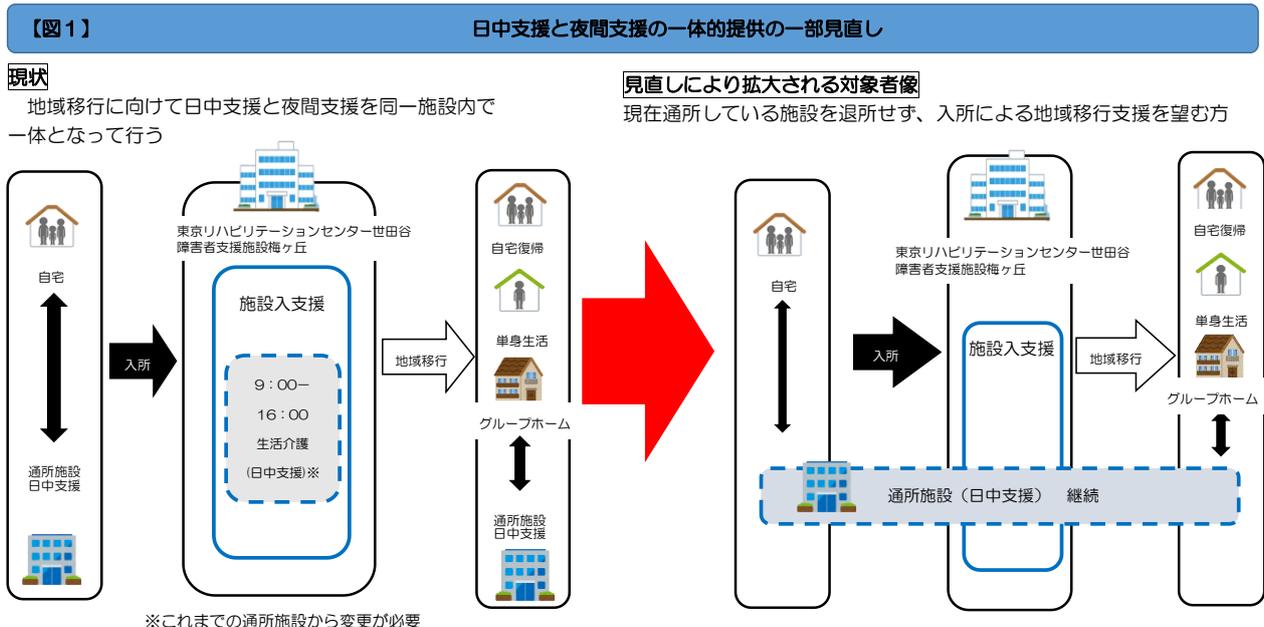
【利用減少が続く主な要因】

- ①日中支援（通所）と夜間支援（入所）を一体的に提供することを条件としているため、施設に入所する場合、現在の通所先を変更することが必要になる。
- ②地域移行に向けた効果的な支援を行うため、施設が自閉、知的、重複、自立体験等の障害特性によるユニット編成となっており、空床のユニットと入所を希望する方との障害特性が合致しないという現状の施設の仕組みがネックとなっている。

4 今後の取り組み内容

(1) 日中支援と夜間支援の一体的提供の一部見直し【図1】

現在の通所先を変えずに夜間の支援を求めるニーズや、就労系施設に通所している方にも親亡き後を見据えたニーズもある中で、日中の生活介護事業と夜間の入所施設支援事業を一体的に提供することを条件にしていることがニーズに応えられていない現状がある。そのため、現在の通所を継続しながら入所できる運用を開始する。



課題

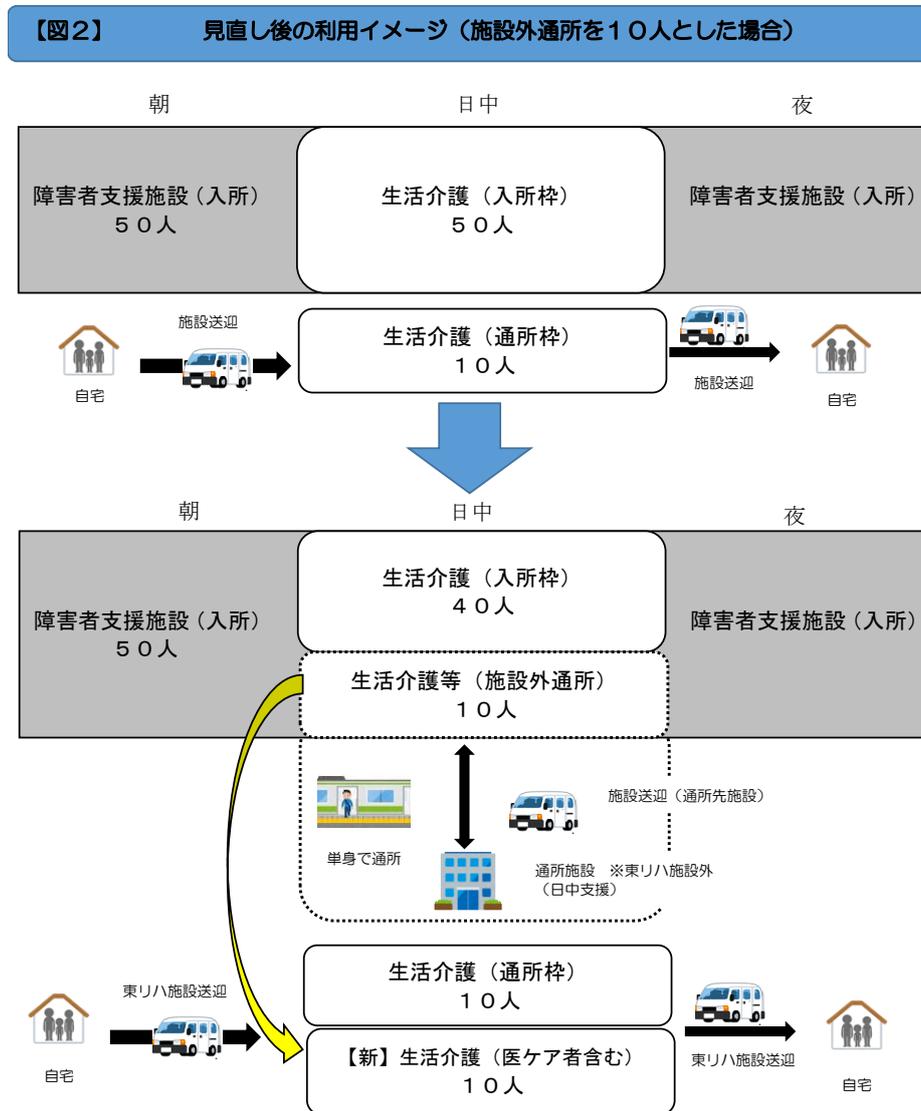
- ・入所するためには、現在通っている通所施設を退所する必要がある。
- ・入所後の日中支援は生活介護となるため、就労支援系施設の通所者は希望しづらい。
- ・地域移行を行うためには、退所後の居所だけでなく通所先とのマッチングが必要となり、スムーズな移行につなげにくい。

想定効果

現在の通所先を継続できるので、就労支援系施設の通所者の入所も可能となるとともに、地域移行に当たっては、退所後の居所とのマッチングに専念でき、スムーズな移行を図ることができる。

(2) 医療的ケアの拠点としての医療的ケア者受入れ枠拡大の検討 【図2】

(1) の外部通所者の受入れ状況を見定めながら、医療的ケアの受入れ数拡大を図れるよう、医療的ケア者の受入れ拡大に伴う体制整備への支援策について検討する。



(3) 空床情報の提供の工夫

入所支援を希望する区民が早期の利用につながるよう、空床となっているユニットの障害特性など、受入れにあたっての詳細情報を障害者のケースワークを行う支所保健福祉課と共有するなど、施設と区の情報提供体制の強化を図る。

(4) その他

施設の運営状況の確認は毎年モニタリングを実施しているが、3年を経過する中で施設に対する利用者のニーズの変化等も生じているため、世田谷区障害者施策推進協議会等にも報告しながら、施設側と検討を継続していく。

5 今後のスケジュール

令和4年10月より 外部通所継続による入所支援の運用開始
医療的ケア者の受入れ枠の拡大の検討開始